

**松田町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）**  
**（令和4年度～令和8年度）**

**令和4年3月**

**松 田 町**

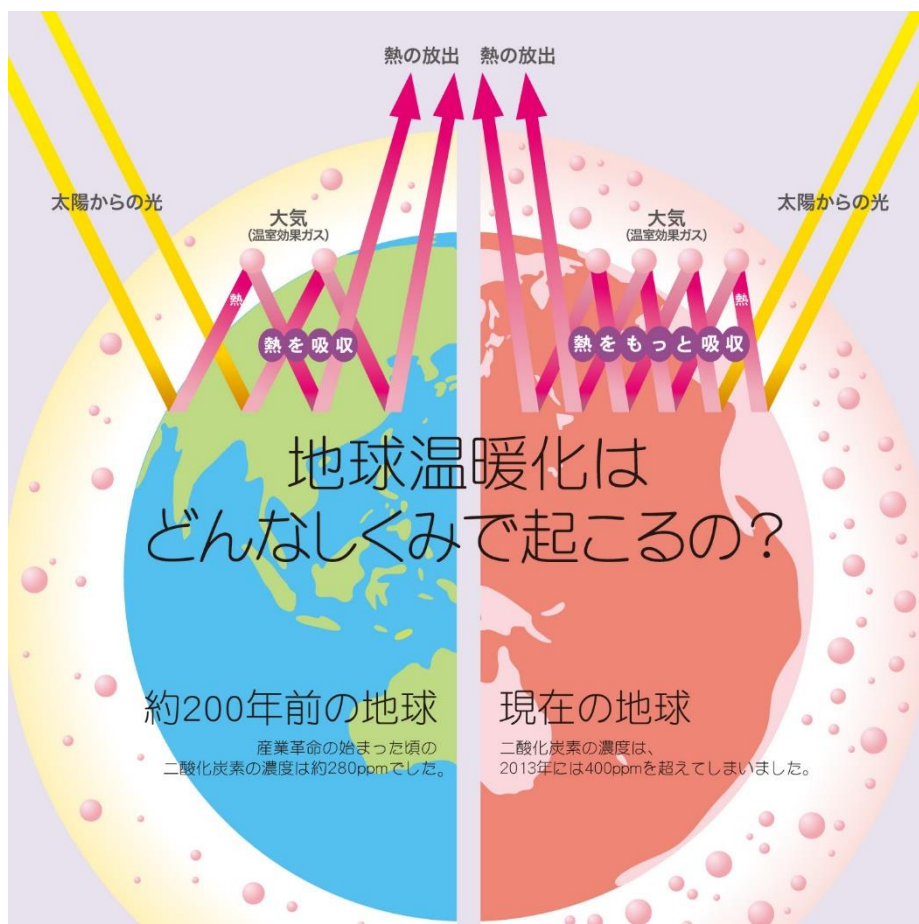
# 目次

第1章	計画策定の背景	1
(1)	地球温暖化とは	1
(2)	地球温暖化対策をめぐる国内外の動向	2
(3)	計画の法的な根拠	4
第2章	基本的事項	5
(1)	計画の目的	5
(2)	計画の期間	5
(3)	計画の対象範囲	5
第3章	温室効果ガス排出状況	7
(1)	排出量算出方法	7
(2)	総排出量及び活動別排出量	9
(3)	排出量の多い施設	11
(4)	1 m <sup>2</sup> 当たりのCO <sub>2</sub> 排出量(原単位)	12
第4章	温室効果ガス排出量の削減目標	13
(1)	目標設定の考え方	13
(2)	目標の設定	13
第5章	目標達成に向けた取り組み	15
(1)	温室効果ガス削減に向けた基本方針	15
(2)	職員の環境配慮行動	16
第6章	計画の推進・進行管理	18
(1)	推進体制	18
(2)	進行管理	19
第7章	町全体への波及効果	20
(1)	地域エネルギー享受権を踏まえた持続可能な地域づくり	21
(2)	再生可能エネルギーの利用	21
(3)	エネルギーの使用の節約及び効率化	22
(4)	再生可能エネルギーの利用等の普及啓発	22
(5)	環境の保全その他再生可能エネルギーの利用等に際する配慮事項	23
(6)	その他	23

# 第1章 計画策定の背景

## (1) 地球温暖化とは

- 地球は、太陽エネルギーで温められる一方、その熱を宇宙空間に放出している。
- また、地球を覆う大気には二酸化炭素やメタン等の温室効果ガスが含まれており、これらのガスが地表面から放出される熱を吸収し、地表面に再放出することで、地球の安定的な気温が保たれてきた。
- 地球温暖化とは、温室効果ガスの濃度が増加し、太陽からのエネルギーを放射、吸収するバランスが崩れ、大気や海洋の温度が上昇する現象のことで、その原因として、膨大な石油や石炭の燃焼など、人間の経済活動に伴い排出される温室効果ガスの増加が問題視されている。
- 近年では、大気や海洋の世界平均気温の上昇、極地や山岳での氷や氷河の減少、海面水位の上昇などが世界各地で観測されており、我が国においても猛暑日やゲリラ豪雨など、地球温暖化が原因と考えられる気象現象が増加傾向にある。



出典) 温室効果ガスインベントリオフィス/

全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>) より

## (2) 地球温暖化対策をめぐる国内外の動向

### ①世界の動向

- 1992 (平成 4) 年、リオデジャネイロで開催された地球サミットにおいて、「気候変動枠組条約」が採択され、世界の国々が地球温暖化に取り組むための枠組みがつくられた。
- 1997 (平成 9) 年、京都で開催された COP3 (COP : 国連気候変動枠組条約締約国会議) では「京都議定書」が採択され、2008 (平成 20) 年から 2012 (平成 24) 年までの各国の温室効果ガス削減策として、法的拘束力のある数値目標が設定された。
- 京都議定書後の新たな枠組みについて議論が交わされる中、2014 (平成 26) 年に IPCC (気候変動に関する政府間パネル) の第 5 次報告書が公表され、人間活動による地球温暖化の可能性が極めて高いとの見通しのもと、産業革命前からの気温上昇を 2℃未満にするためには、低炭素エネルギーの割合を 2050 (平成 62) 年までに 2010 (平成 22) 年比で 3~4 倍にしていく必要性などが示されている。
- 2015 (平成 27) 年にパリで開催された COP21 で「パリ協定」が採択され、産業革命前からの世界の平均気温上昇を 2℃未満 (できれば 1.5℃) とすること、全ての国が削減目標を 5 年ごとに提出、更新することなどが合意されている。
- 2018 (平成 30) 年 10 月に「1.5℃の地球温暖化 : 気候変動の脅威への世界的な対応の強化、持続可能な開発及び貧困撲滅への努力の文脈における、工業化以前の水準から 1.5℃の地球温暖化による影響及び関連する地球全体での温室効果ガス (GHG) 排出経路に関する IPCC 特別報告書」が公表され、第 5 次評価報告書統合報告書以降の最新の科学的知見として以下の内容が示された。

→人為的な活動により、工業化以前と比べ現時点 (2017 年) で約 1℃温暖化しており、現在の進行速度で温暖化が続けば、2030 年から 2052 年までの間に 1.5℃に達する可能性が高い。

→現在と 1.5℃の温暖化の間及び 1.5℃と 2℃の地球温暖化との間には、地域的な気候特性における影響に明確な違いがある。なお、1.5℃上昇と 2℃上昇の影響予測の違いの例としては、以下のものが挙げられる。

- －人が居住するほとんどの地域での極端な高温の増加
- －海水面の上昇 (1.5℃の場合、2℃よりも上昇が約 0.1m 低くなる)
- －陸域における生物多様性及び生態系に対する影響 (1.5℃の方が種の喪失は小さい)
- －夏季における北極の海氷の消滅 (2℃だと 10 年に 1 回、1.5℃だと 100 年に 1 回程度)
- －サンゴ礁への影響 (2℃だとほぼ全滅、1.5℃だと 70~90% 死滅)

→将来の平均気温上昇が 1.5℃を大きく超えないような排出経路は、2050 年前後には世界の二酸化炭素排出量が正味ゼロとなっている

→上記を達成するには、エネルギー、土地、都市及びインフラ (運輸と建物を含む)、並びに産業システムにおける、急速かつ広範囲に及ぶ移行が必要であろう。

→パリ協定の下で各国が提出している目標による 2030 年の排出量では、1.5℃に抑制することはできず、将来の大規模な二酸化炭素除去技術の導入が必要となる可能性がある。

## ②我が国の動向

### 【これまで：京都議定書に基づく動向】

- ・国では、「京都議定書」において、2012（平成 24）年までに温室効果ガスを 1990（平成 2）年比 6%削減する目標を定め、1999（平成 11）年には「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）を施行、2005（平成 17）年には「京都議定書目標達成計画」を定め、具体的な取組を進めてきた。
- ・「京都議定書」の目標は、森林吸収量や排出量取引などを加味した結果、達成したが、その後の東日本大震災以降の火力発電の増加などにより、温室効果ガス排出量は 1990（平成 2）年を上回る状況となっている。

### 【現在：パリ協定に基づく動向】

- ・国では、「パリ協定」に先立ち、日本の約束草案として、「2030（平成 42）年の排出量を 2013（平成 25）年比で 26%削減」を国連事務局に提示し、新たな目標としている。
- ・2016（平成 28）年 5 月には、新たな目標の達成に向け「地球温暖化対策計画」及び「政府実行計画」を閣議決定した。
- ・その後、日本は、2021 年 4 月に、2030 年度において、温室効果ガス 46%削減（2013 年度比）を目指すこと、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しました。
- ・この表明を受けて、2021 年 10 月 22 日には、新たな地球温暖化対策計画が閣議決定された。それに伴い、政府実行計画では、国の事務及び事業に伴う温室効果ガスを、太陽光発電の最大限導入、新築建築物の ZEB 化、電動車・LED 照明の導入徹底、積極的な再エネ電力調達等について率先実行することにより、2013（平成 25）年を基準として、2030（令和 12）年までに 50%削減する目標を定めた。

## ③松田町の動向

- ・町では、「松田町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（平成 29 年度～平成 33 年度）」に基づき、職員一人一人の省エネルギー行動の取り組みや、設備機器の更新等に際し、LED 照明や太陽光発電の導入を図るなど、庁舎等の省エネルギー化に取り組んできた。
- ・2019（令和 1）年 3 月には、新たな町政の指針となる「第 6 次松田町総合計画」を策定し、『～いのち“育み” 未来へ“ツナグ” 進化“つづける” 故郷～』をまちづくりの目標に掲げ、環境関連施策については、自然と共生し、環境にやさしいシステムを構築することを目指し、計画に基づく体系的な施策を実行していくこととしている。
- ・2020（令和 2）年 3 月には、本町の美しい自然環境及び景観、町民の安心・安全な生活環境を守り、次世代へ繋ぎながら、地域の持続的発展に資するよう再生可能エネルギーの適切な導入促進並びに現在使用しているエネルギーの節約及び効率化を図るため、町のルールとなる「松田町再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例」を制定した。

### (3) 計画の法的な根拠

- ・「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づき、都道府県及び市町村（特別区を含む。）並びに地方公共団体の組合（一部事務組合、広域連合）に策定と公表が義務付けられている。

#### ■地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項

都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

- ・地方公共団体は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 10 項に基づき、毎年 1 回、事務事業編に基づく措置の実施の状況（「温室効果ガス総排出量」を含む。）を公表する必要があり、事務事業編には「温室効果ガス総排出量」に関する数量的な目標を記載する必要がある。

#### ■地球温暖化対策推進法第 21 条第 10 項

都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年 1 回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

## 第2章 基本的事項

### (1) 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策推進法に基づき、本町における地球温暖化対策の推進を図るため、以下の目的を目指すこととする。

- ・町の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの削減目標と、目標達成に向けた具体的な削減策を定め、町の責務として着実な削減を図ることを目的とする。
- ・本町職員一人ひとりの地球温暖化に対する意識を高め、日常の業務に際しての省エネルギー行動の実践を促すことを目的とする。
- ・着実な温室効果ガスの削減につなげることで、町民や町内事業所に向けた率先的な模範を示し、環境にやさしい暮らし方や事業活動を広く町に普及することを目的とする。

### (2) 計画の期間

本計画は、国の長期目標を見据え、本町の事務・事業における地球温暖化対策に向けた行動推進を担う実行計画として位置付け、計画期間は2022（令和4）年度から2026（令和8）年度までの5年間とする。

### (3) 計画の対象範囲

#### ①計画の対象とする活動及び温室効果ガス

松田町の事務及び事業の内容を踏まえ、表2-1に示す活動及びそれに伴い排出される4種類の温室効果ガス（二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC))を対象とする。

表2-1 計画対象とする活動及び温室効果ガス

活動区分	活動に伴い排出される温室効果ガス
燃料の使用	二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )
電気事業者から供給された電気の使用	二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )
自動車の走行	メタン (CH <sub>4</sub> )、一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)
自動車用エアコンディショナーの使用	ハイドロフルオロカーボン (HFC-134a)

## ②計画対象施設

- ・本計画では、庁内各課局においてエネルギー使用に関する管理を行っている(データが把握されている)表 2-2 の施設を対象とする。
- ・町の事務及び事業に伴う排出量を把握する上では、原則的には、町の全ての施設を対象とする必要があるが、エネルギー使用量の把握が困難なものについては、対象より除外することとした。

表 2-2 計画対象施設

No.	施設名称	延床面積(m <sup>2</sup> )
1	松田町役場	3,780.98
2	寄総合センター	162
3	松田町消防団第1分団詰所	91.48
4	松田町消防団第2分団詰所	79.48
5	松田町消防団第3分団詰所	91.72
6	松田町消防団第4分団詰所	74.53
7	松田町消防団第5分団詰所	53
8	松田町消防団第6分団詰所	58.6
9	松田町消防団第7分団詰所	87.36
10	松田町消防団第8分団詰所	75.1
11	松田町立松田小学校	7,796.76
12	松田町立寄小学校	4,187.59
13	松田町立松田中学校	8,182.00
14	松田町立寄中学校	2,353.00
15	松田町民文化センター	5,892.60
16	虫沢地域集会施設	156.26
17	城山地域集会施設	122.83
18	松田町河内児童センター	165.17
19	宇津茂地域集会施設	97.5
20	仲町屋地域集会施設	194.21
21	宮前地域集会施設	142.76
22	かなん沢・中里地域集会施設	165.61
23	中山地域集会施設	66.1
24	店屋場地域集会施設	159.89
25	中丸地域集会施設	125.59
26	茶屋地域集会施設	136.74
27	沢尻地域集会施設	179.73
28	大寺地域集会施設	85.34
29	松田町立松田幼稚園	1,301.65
30	松田町立寄幼稚園	429.51
31	松田町子育て支援センター	243.21
32	松田町健康福祉センター	1,761.41

※延床面積は松田町公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）による。



## 第3章 温室効果ガス排出状況

### (1) 排出量算出方法

#### ①温室効果ガス排出量算出式

- 温室効果ガス排出量は以下の計算式に基づき算出した。

#### <算出式>

$$\text{温室効果ガスの排出量} = \text{排出原因活動の活動量} \times \text{排出係数} \times \text{地球温暖化係数}$$

#### ②排出係数

- 各温室効果ガスの排出係数は、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」（平成11年政令第143号。）に基づき、下表のとおりとした。

表3-1 二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の排出係数（燃料の使用）

燃料	排出係数	
ガソリン	2.32	kg-CO <sub>2</sub> /L
灯油	2.49	kg-CO <sub>2</sub> /L
軽油	2.58	kg-CO <sub>2</sub> /L
A重油	2.71	kg-CO <sub>2</sub> /L
液化石油ガス（LPG）	3.00	kg-CO <sub>2</sub> /kg
都市ガス※	2.16	kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>3</sup>

「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」より

※都市ガスは、請求書体積（全国で代表的な15℃、1.02気圧）を標準状態に換算するため、ガイドラインに示される参考値を用いている。

表3-2 二酸化炭素の排出係数（電力会社から供給された電気の使用）

電気事業者 \ 年度	排出係数（kg-CO <sub>2</sub> /kWh）			
	H25	H30	R1	R2
東京電力	0.525	0.475	0.468	0.457
湘南電力	-	0.483	0.445	0.442

注）電気の排出係数は、施行令に基づき、経済産業省及び環境省が公表する電気事業者別の排出係数のうち、実排出係数（調整前）を用いている。

また、施行令では、電気事業者から提供された電気使用による排出量の算出においては、前年度の係数を用いることとされており、本計画においても前年度係数を用いている。

表 3-3 メタン (CH<sub>4</sub>)・一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O) の排出係数

		排出係数				
		メタン		一酸化二窒素		
自動車の走行	ガソリン・LPG	普通・小型乗用車	0.00001	kg-CH <sub>4</sub> /km	0.000029	kg-N <sub>2</sub> O/km
		乗用車 (定員 11 名以上)	0.000035	kg-CH <sub>4</sub> /km	0.000041	kg-N <sub>2</sub> O/km
		軽自動車	0.00001	kg-CH <sub>4</sub> /km	0.000022	kg-N <sub>2</sub> O/km
		普通貨物車	0.000035	kg-CH <sub>4</sub> /km	0.000039	kg-N <sub>2</sub> O/km
		小型貨物車	0.000015	kg-CH <sub>4</sub> /km	0.000026	kg-N <sub>2</sub> O/km
		軽貨物車	0.000011	kg-CH <sub>4</sub> /km	0.000022	kg-N <sub>2</sub> O/km
		特種用途車	0.000035	kg-CH <sub>4</sub> /km	0.000035	kg-N <sub>2</sub> O/km
	軽油	普通・小型乗用車	0.000002	kg-CH <sub>4</sub> /km	0.000007	kg-N <sub>2</sub> O/km
		乗用車 (定員 11 名以上)	0.000017	kg-CH <sub>4</sub> /km	0.000025	kg-N <sub>2</sub> O/km
		普通貨物車	0.000015	kg-CH <sub>4</sub> /km	0.000014	kg-N <sub>2</sub> O/km
		小型貨物車	0.0000076	kg-CH <sub>4</sub> /km	0.000009	kg-N <sub>2</sub> O/km
		特種用途車	0.000013	kg-CH <sub>4</sub> /km	0.000025	kg-N <sub>2</sub> O/km
	農業集落排水の処理		0.59	kg-CH <sub>4</sub> /人	0.023	kg-N <sub>2</sub> O/人

「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」より

表 3-4 フロン (HFC) の排出係数

	排出係数
カーエアコンの使用 (HFC-134a)	0.01 kg-HFC/台・年

「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」より

### ③地球温暖化係数

- 温室効果ガスの二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)、メタン (CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン (HFC-134a) は、表 3-5 の地球温暖化係数を乗じ、二酸化炭素排出量に換算している。

表 3-5 地球温暖化係数

温室効果ガス	係数
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	1
メタン (CH <sub>4</sub> )	25
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	298
ハイドロフルオロカーボン (HFC-134a)	1,430

「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」より

## (2) 総排出量及び活動別排出量

- ・町の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量は年々減少しており、基準年度 2013（平成 25）年度から 2020（令和 2）年度までに 153,528kg-CO<sub>2</sub>(16.3%減)となっている。
- ・活動別の温室効果ガス排出量をみると、施設の電気使用による排出量が特に多く、2020（令和 2）年度の総排出量に占める割合は 73.7%となっている。
- ・電気の排出係数と使用量の関係をみると、排出係数は 2013（平成 25）年度以降、減少傾向が続いている。
- ・施設の燃料使用の 2020（令和 2）年度総排出量に占める割合は 23.5%であり、その内訳としては主に灯油及び LPG である。
- ・公用車の使用の 2020（令和 2）年度総排出量に占める割合は 2.8%であり、基準年度以降は 5%以下で推移している。

表 3-6 活動別温室効果ガス排出量（年度別）

	排出量(kg-CO <sub>2</sub> )				構成比				増減率(対H25)				
	H25	H30	R1	R2	H25	H30	R1	R2	H30	R1	R2		
施設 運営	燃料の使用	ガソリン	197	197	294	277	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	49.2%	40.6%
		灯油	204,287	178,844	155,197	162,389	21.7%	19.5%	19.4%	20.6%	-12.5%	-24.0%	-20.5%
		軽油	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
		LPG	25,346	25,548	24,146	22,950	2.7%	2.8%	3.0%	2.9%	0.8%	-4.7%	-9.5%
		都市ガス	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
	小計	229,830	204,589	179,637	185,616	24.4%	22.3%	22.5%	23.5%	-11.0%	-21.8%	-19.2%	
電気の使用	686,979	684,206	585,228	581,612	72.9%	74.7%	73.2%	73.7%	-0.4%	-14.8%	-15.3%		
計	916,809	888,795	764,865	767,228	97.2%	97.0%	95.6%	97.2%	-3.1%	-16.6%	-16.3%		
公用 車 使用	燃料の使用	ガソリン	22,099	23,154	23,688	13,723	2.3%	2.5%	3.0%	1.7%	4.8%	7.2%	-37.9%
		軽油	1,350	1,350	8,369	5,259	0.1%	0.1%	1.0%	0.7%	0.0%	519.9%	289.6%
		小計	23,449	24,504	32,057	18,982	2.5%	2.7%	4.0%	2.4%	4.5%	36.7%	-19.0%
	自動車走行	2,290	2,373	2,740	2,781	0.2%	0.3%	0.3%	0.4%	3.6%	19.7%	21.4%	
	カーエアコンの使用	194	216	225	223	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.3%	16.0%	14.9%	
	計	25,933	27,093	35,022	21,986	2.8%	3.0%	4.4%	2.8%	4.5%	35.0%	-15.2%	
農業集落排水の処理										-	-	-	
総排出量	942,742	915,888	799,887	789,214	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-2.8%	-15.2%	-16.3%		

注) 排出量は少数点以下、構成比及び増減率は%の少数点 1 位以下を四捨五入し表示しており、合計値が合わない場合がある。

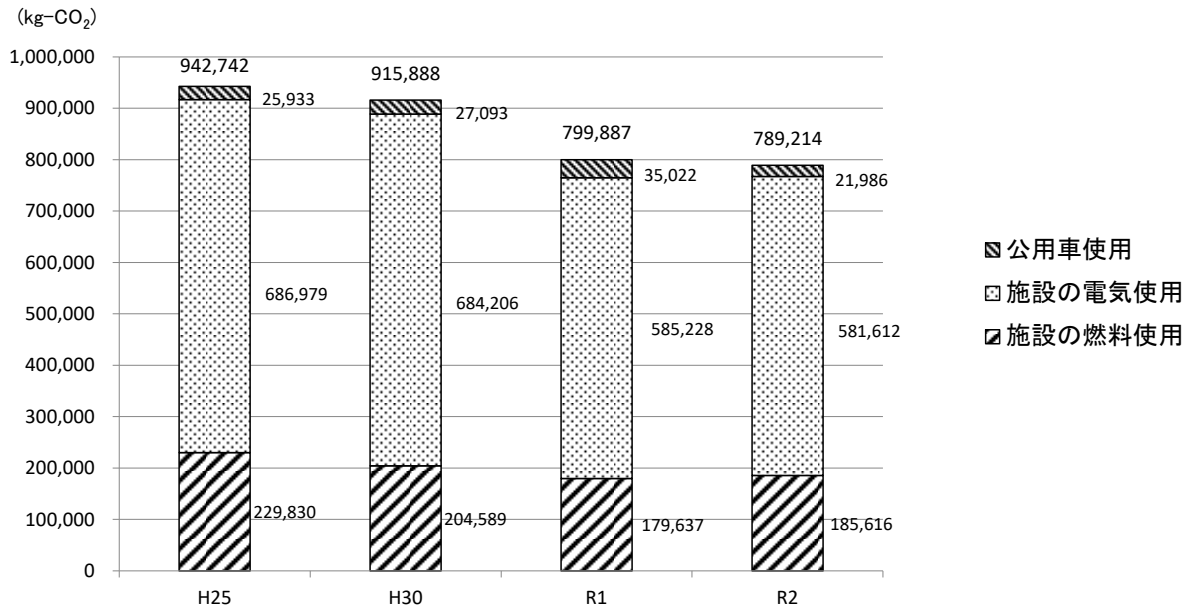


図 3-1 活動別温室効果ガス排出状況 (年度別)

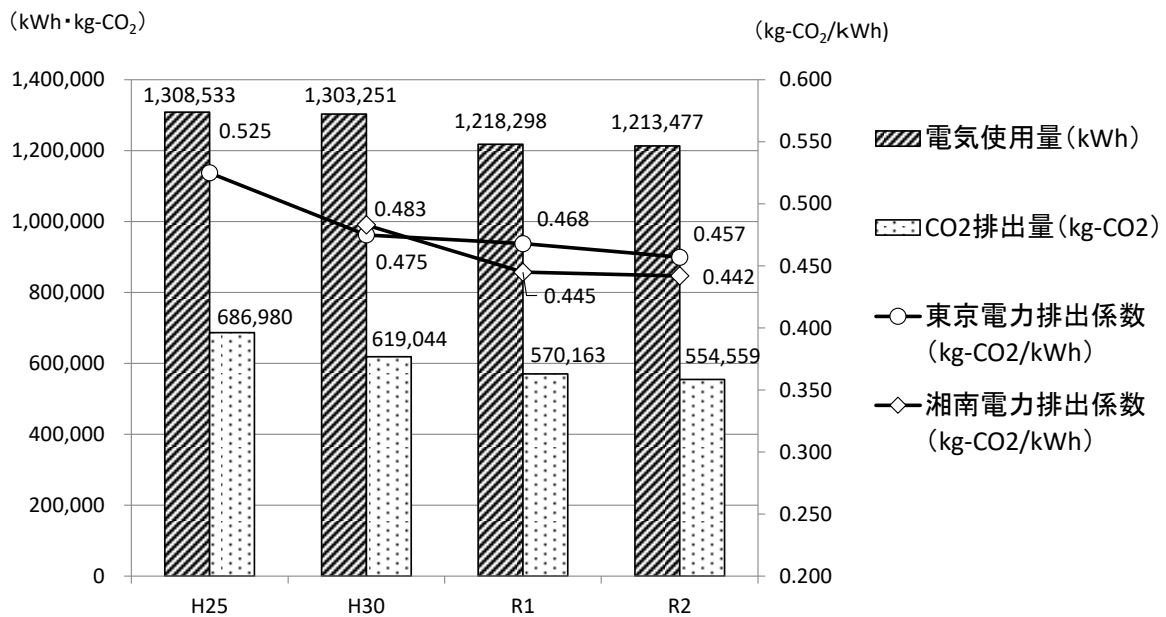


図 3-2 電気の使用量・排出係数・排出量の関係 (年度別)

### (3) 排出量の多い施設

- ・松田町では、排出量の多い上位 10 施設が総排出量の 96.3%を占めており、これら施設における温室効果ガスの効果的な削減が重要となっている。
- ・1位は、松田町民文化センターであり、特に施設の電気使用による排出量が多く、照明の LED 化や空調の効率化及び公用車の効率的な運行等が求められる。
- ・2位は松田町役場であり、電気使用や公用車による排出量が多く、今後、照明の LED 化による、消費電力及び排出量の削減、公用車の効率的な運行等が求められる
- ・3位は松田町健康福祉センターであり、施設の電気使用及び燃料使用が主な排出量である。
- ・4位から 8 位は学校施設となっており、施設の電気使用及び燃料使用による排出量が多く、照明や空調、暖房等の効率化が求められる。
- ・9位の寄総合センター、10位の松田町子育て支援センターは、施設の電気使用による排出量が多く、照明や空調等の効率化が求められる。

表 3-8 排出量の多い上位 10 施設

	R2年度						
	排出量(kg-CO <sub>2</sub> )				順位	構成比	増減率 (対H25)
	施設の 電気使用	施設の 燃料使用	公用車 使用	計			
松田町民文化センター(松田町生涯学習センター)	130,456	87,050	0	217,506	1	27.6%	-30.1%
松田町役場(内訳①)	131,312	0	21,139	152,451	2	19.3%	-11.2%
松田町健康福祉センター	94,008	51,341	0	145,349	3	18.4%	-11.2%
松田町立松田小学校	62,366	17,272	0	79,638	4	10.1%	9.0%
松田町立松田中学校	54,363	11,350	0	65,713	5	8.3%	-26.8%
松田町立寄小学校	29,082	7,302	0	36,384	6	4.6%	16.8%
松田町立松田幼稚園	16,639	7,536	0	24,175	7	3.1%	48.6%
松田町立寄中学校	18,241	96	0	18,337	8	2.3%	-57.1%
寄総合センター	10,554	16	0	10,570	9	1.3%	17.6%
松田町子育て支援センター	10,323	0	0	10,323	10	1.3%	107.8%

#### (4) 1㎡当たりのCO<sub>2</sub>排出量(原単位)

- ・1㎡当たりのCO<sub>2</sub>排出量が最も多いのは、令和2年度で松田町保健福祉センターの82.5kg-CO<sub>2</sub>であり、次いで寄総合センターの65.2kg-CO<sub>2</sub>、松田町子育て支援センターの42.4kg-CO<sub>2</sub>、松田町役場の40.3kg-CO<sub>2</sub>となっている。
- ・松田町子育て支援センターは令和2年度に増加している。これは電力使用量の増加によるものである。

表3-9 1㎡当たりのCO<sub>2</sub>排出量(原単位)

(kg-CO<sub>2</sub>)

No.	施設名称	延床面積 (m <sup>2</sup> )	新計画(CO <sub>2</sub> )				1m <sup>2</sup> 当たりのCO <sub>2</sub> 排出量(原単位)			
			H25	H30	R1	R2	H25	H30	R1	R2
1	松田町役場	3,780.98	171,647	167,521	161,468	152,451	45.4	44.3	42.7	40.3
2	寄総合センター	162	8,989	14,147	11,692	10,570	55.5	87.3	72.2	65.2
3	松田町消防団第1分団詰所	611.27	6,435	9,178	8,283	7,956	10.5	15.0	13.6	13.0
4	松田町消防団第2分団詰所									
5	松田町消防団第3分団詰所									
6	松田町消防団第4分団詰所									
7	松田町消防団第5分団詰所									
8	松田町消防団第6分団詰所									
9	松田町消防団第7分団詰所									
10	松田町消防団第8分団詰所									
11	松田町立松田小学校	7,796.76	73,064	87,320	76,832	79,638	9.4	11.2	9.9	10.2
12	松田町立寄小学校	4,187.59	31,155	59,722	40,263	36,384	7.4	14.3	9.6	8.7
13	松田町立松田中学校	8,182.00	89,726	87,669	71,520	65,713	11.0	10.7	8.7	8.0
14	松田町立寄中学校	2,353.00	42,729	34,081	18,461	18,337	18.2	14.5	7.8	7.8
15	松田町民文化センター	5,892.60	311,329	251,812	217,506	217,506	52.8	42.7	36.9	36.9
16	虫沢地域集会施設	156.26	1,686	2,060	2,060	1,601	10.8	13.2	13.2	10.2
17	城山地域集会施設	122.83	806	457	457	657	6.6	3.7	3.7	5.3
18	松田町河内児童センター	165.17	1,980	2,896	2,896	2,904	12.0	17.5	17.5	17.6
19	宇津茂地域集会施設	97.5	649	66	140	489	6.7	0.7	1.4	5.0
20	仲町屋地域集会施設	194.21	340	418	418	489	1.8	2.2	2.2	2.5
21	宮前地域集会施設	142.76	771	879	879	1,192	5.4	6.2	6.2	8.3
22	かなん沢・中里地域集会施設	165.61	2,605	764	764	708	15.7	4.6	4.6	4.3
23	中山地域集会施設	66.1	2,339	317	317	196	35.4	4.8	4.8	3.0
24	店屋場地域集会施設	159.89	1,047	2,104	2,104	1,452	6.5	13.2	13.2	9.1
25	中丸地域集会施設	125.59	949	2,253	2,253	1,712	7.6	17.9	17.9	13.6
26	茶屋地域集会施設	136.74	1,329	1,675	1,675	1,599	9.7	12.2	12.2	11.7
27	沢尻地域集会施設	179.73	2,262	2,034	2,034	1,986	12.6	11.3	11.3	11.0
28	大寺地域集会施設	85.34	951	833	833	772	11.1	9.8	9.8	9.0
29	松田町立松田幼稚園	1,301.65	16,266	22,082	21,215	24,175	12.5	17.0	16.3	18.6
30	松田町立寄幼稚園	429.51	4,962	5,359	4,418	5,055	11.6	12.5	10.3	11.8
31	松田町子育て支援センター	243.21	4,967	6,212	6,050	10,323	20.4	25.5	24.9	42.4
32	松田町健康福祉センター	1,761.41	163,759	154,029	145,349	145,349	93.0	87.4	82.5	82.5

## 第4章 温室効果ガス排出量の削減目標

### (1) 目標設定の考え方

- ・国では、「地球温暖化対策計画」において、我が国の温室効果ガスの排出量を、2013（平成 25）年度を基準として、2030（令和 12）年度までに 46%削減する目標を定めている。その内訳として、業務その他部門では 51%の削減を位置付けている。松田町においても長期的には同目標に準じ、対応していく必要がある。
- ・政府実行計画では、国の事務・事業について、2013（平成 25）年を基準として、2030（令和 12）年までに 50%削減する目標を定めている。
- ・令和 2 年度において松田町の温室効果ガス排出量は 789,214kg-CO<sub>2</sub> であり、平成 25 年度比（942,742kg-CO<sub>2</sub>）で約 16.3%を削減している。この状況を踏まえて、国の目標に準じた目標を設定する。

### (2) 目標の設定

- ・国の定める目標（業務その他部門）である「2030（令和 12）年度において 2013（平成 25）年度比で 51%削減」に準じ、松田町においても 2013 年（平成 25）年度比で概ね 50%削減を睨みつつ、本計画の目標年度である「2026(令和 8)年度」では 2013(平成 25)年度比で「37%削減」を目標とする。
- ・これを現状値である 2020（令和 2）年度比として見ると、現状から 24%削減が必要ということになる。
- ・この目標を達成するための方針として、職員によるさらなる省エネ行動により各年度において前年度比概ね 1%の削減を図る（合計で現状値より 6%削減）。さらに公共施設の統廃合や管理運営の見直し、老朽化設備の更新に伴う省エネルギー設備の導入等をはじめとするハード面の対策により現状値の 2020（令和 2）年度比で 18%の削減を目指すものとする。

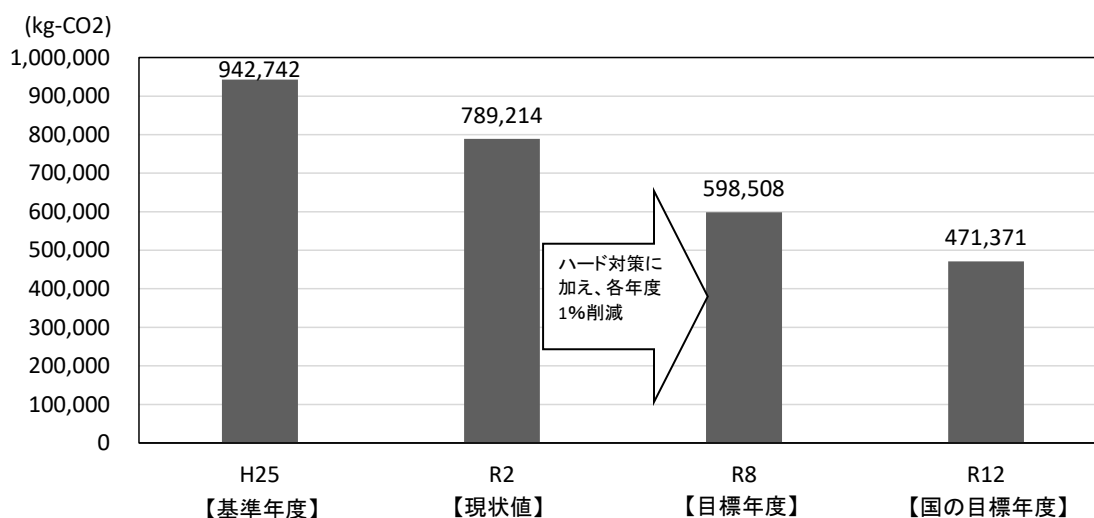


図 4-1 二酸化炭素排出量削減目標及びその後のシナリオ

表 4-1 二酸化炭素排出量の削減見込み

項目	H25 (基準年度)	R2 (現状)	R8	R12
		942,742	789,214	598,508
平成 25 年度比	-	-16%	-37%	-50%
令和 2 年度比	-	-	-24%	-40%

表 4-2 目標に向けた対策の内訳

目標に向けた対策の内訳		令和 8 年度削減見込み	
ソフト対策	職員によるさらなる省エネ行動の推進 (年 1%づつ削減)	-6%	-24%
ハード対策	公共施設の統廃合や管理運営の見直し、老朽化設備の更新に伴う省エネルギー設備の導入	-18%	

【ハード対策による削減見込みについて】

松田町では、平成 28 年度に二酸化炭素排出量が多い町民文化センター、健康福祉センター、松田町役場、松田小学校について、省エネルギー診断を行い、以下の省エネルギー設備の導入により、年間で 160,385kg-CO<sub>2</sub> の二酸化炭素削減が出来るものとして評価されている。

これは、現状値の 2020 (令和 2) 年度の 20.3%分に相当する。このことから、順次、省エネルギー診断で評価された設備更新を実施することにより、前述の目標は達成が可能であると考えられる。

表 4-1 省エネルギー対策により見込まれる年間の二酸化炭素削減量

(kg-CO<sub>2</sub>)

	集中型熱源の更新	個別空調の更新(新設)	空調機のインバータ制御	空調機のCO <sub>2</sub> 抑制による外気量削減	空調機のデマンド制御
松田町役場	-	-	-	-	7,279
町民文化センター	21,931	1,730	6,758	10,390	-
健康福祉センター	-	6,971	-	-	5,390
寄中学校	-	1,897	-	-	-
合計	21,931	10,598	6,758	10,390	12,669

	冷却水、冷温水ポンプ等(1次・2次側)ポンプのインバータ制御	遮光フィルムによる空調負荷削減	照明器具の高効率化	トランスの更新および要領見直し	給湯ボイラーの排熱回収	合計
松田町役場	-	1,670	5,587	13,315	-	7,279
町民文化センター	10,771	-	12,584	21,847	-	40,809
健康福祉センター	-	-	9,481	9,937	6,794	12,361
寄中学校	-	498	3,751	1,804	-	1,897
合計	10,771	2,168	31,403	46,903	6,794	62,346



## 第5章 目標達成に向けた取り組み

### (1) 温室効果ガス削減に向けた基本方針

町の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出状況を踏まえ、目標達成に向けた取組を進める上での基本方針は以下のとおりとする。

#### ●各職員の着実な省エネ行動を強化する。

- ・空調の適切な温度設定や不要な照明の消灯など、全庁的な省エネ行動計画を定め、きめ細かな省エネ行動を広く職員に普及啓発していくこととする。
- ・また、コミュニティセンターなど町民が利用する施設においては、利用者の省エネ行動を促すことも重要であり、各施設において、周知、広報等を積極的に行うこととする。

#### ●高効率型の設備や機器を順次導入する。

- ・照明や空調、給湯設備、OA 機器等の更新に際しては、エネルギー効率を重視し、高効率型の設備や機器への転換を順次進めることとする。
- ・特に白熱灯などの LED 照明等への転換は、比較的安価で高い省エネ効果が得られるため、積極的に推進する。
- ・公共施設の整備にあたっては長期間使用できるような維持補修にも考慮した計画及び設計にし、屋上緑化・壁面緑化及び周辺緑化に努め、環境は医療した整備を推進する。
- ・公用車の更新に際しては、ハイブリッド車や電気自動車などへの転換を推進する。
- ・大規模改修や新規施設の建設に際しては、外光採用やペアガラス等の断熱構造の採用、新エネルギーの導入など、環境配慮型の先進的な建築計画に努めることとする。
- ・必要な場所に必要なだけの照明・空調を行うための区域化(ゾーニング)を進める。
- ・庁舎等の施設で使用する電気の供給を受ける契約にあたっては、温室効果ガス等による環境負荷についても適切に考慮したうえで、契約を締結することを推進する。

#### ●エネルギー消費や排出状況の見える化を図る。

- ・削減を効果的に進めていくためには、エネルギー消費や排出状況の見える化を図りながら、計画の進行管理を実施していくことが重要であり、本計画の推進に当たっては、各課局の推進委員との連携が必要不可欠である。

#### ●水利用・排水設備等の導入をする。

- ・雨水の有効利用や排水の再利用など、節水型設備の導入を推進する。
- ・透水性舗装や浸透ますの設置などにより雨水の地下浸透を図り、適正な水循環の保全を進める。

## (2) 職員の環境配慮行動

以下の環境配慮行動や省資源、リサイクルなどの環境配慮行動について、広く職員に普及・啓発することとする。

### ①省エネルギーに向けた環境配慮行動

#### ●空調

- ・冷暖房温度の適正化（室温を冷房時 28℃、暖房時 18℃）に努める。
- ・夏季には日照を遮る工夫をするなど、空調の利用抑制に努める。
- ・冷暖房時には窓や扉を開放したままにしない。
- ・空調設備の定期的な清掃など、適正な管理を心がける。

#### ●照明

- ・不要な照明の消灯を徹底する。
- ・外光を有効利用し、照明の利用抑制に努める。
- ・時間外の照明点灯箇所は必要最小限とする。

#### ●OA 機器

- ・省エネモードを利用する。
- ・不在時は、主電源オフを心がける。

#### ●公用車

- ・停車時のアイドリングストップ、急発進、急停車をしないなど、エコドライブを習慣化する。
- ・適正な燃費が維持されるよう、空気圧など定期的な点検を心がける。
- ・環境にやさしい自動車（ハイブリッド自動車や電気自動車など）を導入する。
- ・出張など可能な場合は、相乗りを心がける。

#### ●その他

- ・夜間や休日など、使用しない電気機器の主電源オフを心がける。
- ・エレベーターの利用を控え、階段を利用する。
- ・ノー残業デーを徹底する。
- ・クールビズ、ウォームビズを励行する。

## ②省資源等に向けた環境配慮行動

### ●用紙

- ・両面印刷や縮小印刷などを励行し、印刷枚数を削減する。
- ・会議資料等は印刷部数を最小化し、無駄な用紙を省く。
- ・庁内 LAN のメール掲示板などを活用し、紙の使用を削減する。
- ・用紙の再利用に努め、廃棄される用紙類を削減する。

### ●ごみの減量・再資源化

- ・廃棄物の分別を徹底する。
- ・備品や消耗品等の購入に際し、リサイクル製品などグリーン調達に努める。
- ・備品や消耗品等の購入に際し、簡易包装製品やリターナブル製品などの購入に努める。
- ・備品や消耗品等の購入に際し、使い捨て製品の購入を控える。
- ・使用済み封筒やファイリング用品などの再使用に努める。

### ●節水

- ・トイレや洗い物などで日常的な節水に努める。
- ・水道の水圧を調整し、水を無駄に流さないよう日常的な節水に努める。
- ・水道の水漏れ等に留意し、適切に管理を行う。

その他様々な省エネ・省資源化の取組については、随時、職員からの提案等を受け入れ、普及に努めることとする。

## 第6章 計画の推進・進行管理

### (1) 推進体制

本計画に基づく温室効果ガス削減対策を全庁的に推進するため、エコ推進委員会を設置し、環境審議会、課長会との連携の下、組織的な取組(エコプロジェクト)を展開する。

#### ■エコ推進委員

- ・各課及び出先機関等からエコ推進委員を選出して、本計画の日常的な取組の推進・点検、さらには各所属職員へ取組内容を周知するとともに、必要に応じて指示・指導を行う。
- ・各所属における環境に配慮する取組事項等において、改善要望等の問題が発生した場合は、エコ推進委員会に提言し、その結果を所属に報告するとともに、推進するための主任者の役割を担うものとする。

#### ■エコ推進委員会

- ・エコ推進委員と環境部局で構成する会議。各課・施設の点検・評価結果の報告を受け、町全体としての取組状況を把握するとともに、必要に応じて適切な措置・対策を検討する組織。

#### ■環境審議会

- ・環境審議会が本計画における外部監査機能の役割を担うこととし、本計画の取組状況の点検・評価を行う。

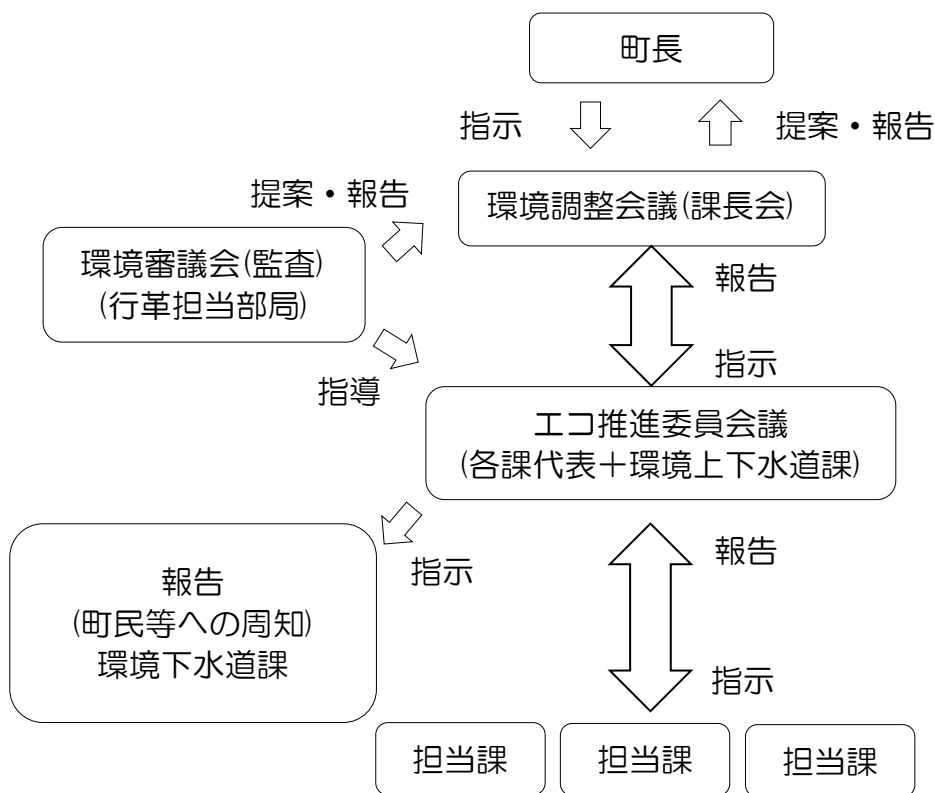


図 6-1 推進体制

## (2) 進行管理

### ①進行管理の仕組み

PDCA サイクルに基づく進行管理を行い、毎年度の進捗状況の点検と評価の下、必要に応じて計画の見直し及び改善を図り、着実な温室効果ガスの削減に取り組むこととする。

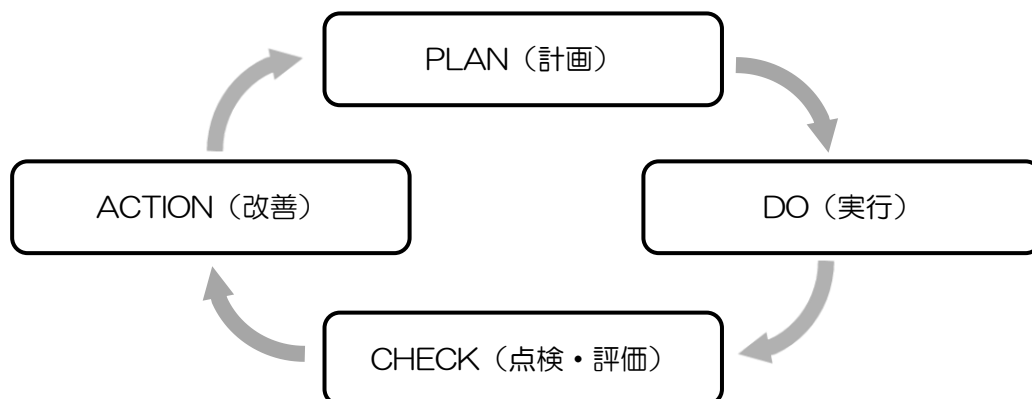


図 6-2 PDCA サイクル

### ②職員の環境配慮行動の実践 (DO)

各課局推進委員を通じ、本計画を各課局職員に周知徹底し、職員一人ひとりの環境配慮行動の実践を促す。

### ③点検・評価 (CHECK)

毎年度、エコ推進委員がエネルギー使用量の集計と温室効果ガス排出量の算出を行い、目標達成状況について評価する。

### ④改善 (ACTION)

点検・評価の結果を踏まえ、事務局及び推進委員において改善策等を協議し、強化すべき取組等が生じた場合は、推進員を通じ、各課局職員に周知する。

### ⑤計画の見直し (PLAN)

本計画においては、5年間の計画期間を終えた 2026 (令和 8) 年度において、進捗状況を総括的に検証・評価し、また、町や社会の情勢変化等を踏まえた上で、計画の改定を図ることとする。

### ⑥実績の公表

地球温暖化対策推進法第 21 条第 10 項に基づき、毎年 1 回ホームページ等を通じて政策の実施状況について、住民にわかりやすい形で公表することとする。

## 第7章 町全体への波及効果

我が国の環境を取り巻く社会情勢は変化し続けている。特に、平成 27（2015）年の COP21（第 21 回締約国会議）でのパリ協定の採択により、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡（世界全体でのカーボンニュートラル）の達成を目指すことが定められた。我が国においても、令和 3（2021）年 4 月に令和 12（2030）年度の温室効果ガス削減目標について、平成 25（2013）年度比 46%削減を表明するなど、地球温暖化対策のさらなる目標に向けた取組が求められている。

これらの背景を受けて、松田町では、令和 3 年 4 月 20 日に 2050 年までに二酸化炭素排出量ゼロを目指す「松田町ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、以下の取り組みを推進することとしている。

- ・地球温暖化に起因する気候変動の影響や対策について、町民へ広く周知啓発し、脱炭素型のニューライフスタイル（新しい生活様式）への転換を推進します。
- ・町民をはじめ関係団体や行政機関と連携し、ごみの減量化及び再資源化、再生可能エネルギーの活用によるエネルギー自給率の向上及び省エネルギーを推進します。
- ・二酸化炭素の排出量と吸収量の均衡（カーボンニュートラル）を図るため、森林資源の適切な管理及び保全を推進します。

松田町において二酸化炭素排出量をゼロにするにあたっては、松田町の区域全体の二酸化炭素の削減に向けた計画となる「(仮称) 松田町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定する必要がある。

なお、本計画（事務事業編）は、町が町内の一事業者として率先行動を行うための計画であり、本計画の推進により、町民、事業者の二酸化炭素削減行動の促進に向けた波及効果が期待される。

これらを踏まえ、今後、区域施策編を策定するにあたって想定される取り組みの視点を以下に示す。

## (1) 地域エネルギー享受権を踏まえた持続可能な地域づくり

近年、日常生活や事業活動に伴い発生する二酸化炭素（以下「CO<sub>2</sub>」という）などの温室効果ガスの増加により、地球温暖化は世界規模で深刻な問題となっている。これを防止するために温室効果ガスのうち最も占める割合の多い CO<sub>2</sub>の排出量を削減する取り組みを町全体で実践し、持続可能な地域づくりを行うことが求められている。

### ① 循環型社会の形成

環境に負荷が少なく、枯渇することがない再生可能エネルギーを利用し、地域自らがエネルギーを創り出すことにより、地域で消費するエネルギーを地域で創るエネルギーで賄うというエネルギーの地域自給を継続することで循環型社会の形成を推進する。

### ② 災害に強いまちづくり

地球温暖化に伴い災害が激甚化している中、再生可能エネルギーは災害時に非常用電源としても機能するため、一般住宅のほか災害時に重要な防災拠点となる避難所などに用いることで災害に強いまちづくりを目指す。

## (2) 再生可能エネルギーの利用

安定したエネルギーの供給は町民の安心安全の核となることから、エネルギー源の分散化、多様化を図る必要がある。本町では地域で永続的に創り出すことができる環境負荷の少ない再生可能エネルギーの導入を進める。

### ① 太陽光発電システムの普及

太陽光発電システムを公共施設に積極的に導入すると共に、一般住宅や事業所への普及を進める。また、営農を続けながら太陽光による発電を行うことができる「ソーラーシェアリング（営農型太陽光発電）」等の普及啓発を検討する。

### ② 木質バイオマスの利用促進

町民による薪ストーブ（給湯器付を含む）の購入と活用の推進や、林業企業体、住民等の森林の適正管理等により発生する材を健康福祉センターの薪ボイラーの燃料として町が安定的に活用することによって、木質バイオマスの利用を促進する。

### ③ その他の再生可能エネルギーの検討

業者等との連携により町内で利用可能なその他の再生可能エネルギーについて、導入の可能性を検討する。

### (3) エネルギーの使用の節約及び効率化

地域で永続的に創り出すことができ、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの利用を促進するが、地域でつくり出せるエネルギー量には限りがある。そのため、再生可能エネルギーを有効に活用するためには、町内のエネルギー使用量の削減が必要となる。再生可能エネルギーの利用促進と併行して、エネルギー使用の節約及び効率化に向けた官公民の一人ひとりの取組を促進する。

#### ① 公共施設の省エネ化

町有施設における設備・機器等の更新の際には、照明の LED 化など高効率の省エネルギー機器を積極的に導入するなど、町が率先行動を起こし、その取組や効果を広く情報発信することで、地域の省エネルギー化を促進する。

#### ② 省エネ家電の導入促進

冷蔵庫やエアコン等の家電を買い替える際に、エネルギーの消費が少ない省エネ家電を優先選択できるよう普及啓発する。

#### ③ 節約・節電制度の普及

事業所や町民へ向けてエコ診断等の制度や節電・省エネを普及することにより、町民が家庭で自らの省エネ行動に積極的に取り組める意識を持つよう普及促進を行う。

#### ④ HEMS によるエネルギーの見える化の促進

HEMS の設置を町民へ促進することで、エネルギーの見える化を促進し、エネルギー消費の効率化を推進する。

### (4) 再生可能エネルギーの利用等の普及啓発

エネルギーは町民生活や事業活動にとって欠くことができないものである。だれもが、地域で消費するエネルギーをできるだけ地域で創り出し、そのエネルギーを有効に活用すべきというエネルギーに対する認識を持ったうえで、自ら再生可能エネルギーの利用に取り組めるよう、普及啓発を図る。

#### ① 環境学習や勉強会の実施

未来を担う子どもたちに重点を置きながら、町民や事業者が行う再生可能エネルギー利用の取組が永続的に受け継がれるための担い手となる人材を育成するために環境学習や勉強会等といった環境エネルギー教育を実施する。

#### ② COOL CHOICE 等の普及啓発

COOL CHOICE 等の再生可能エネルギーに係る地域での理解促進に向けた取組を継続して実施する。



## (5) 環境の保全その他再生可能エネルギーの利用等に際する配慮事項

### ① 環境の保全

松田町は、丹沢山系を源にする酒匂川、中津川などの清流と豊かな緑に恵まれた土地にあり、豊かな自然は地域の貴重な財産となっている。再生可能エネルギーの利用にあたっては環境への負荷を低減するよう努める。

### ② 地域との連携

再生可能エネルギーの利用等の促進にあたっては町、町民、事業者の協力が不可欠であるため、相互の連携に配慮し推進する。

### ③ 生活環境への配慮

再生可能エネルギーの利用等の際には、町民の生活環境と地域経済の好循環、地域コミュニティの活性化に配慮し取り組む。

## (6) その他

地域における再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入ニーズが高まっている。気候変動への適応も求められており、人口減少や高齢化が進む中、社会資本の老朽化が懸念されている中、この対応として防災対策と生物多様性の保全が調和した持続可能な社会を形成する取組も注目されている。

一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大は、都市への一極集中のリスクを顕在化した一方で、テレワーク等の普及拡大により働く場所の選択肢は多様化している。

松田町は自然環境に恵まれたまちであり、大都市圏からのアクセスも良いという特徴がある。このことから、本町が関東圏における分散型社会の一拠点となりうるポテンシャルがあることから、これらを見据えたワーケーション推進の在り方を検討する。